

契 約 書

1. 件 名 令和8年度北九州・京築地区自家用電気工作物保安業務

1. 履 行 場 所 発注者指定の場所（別紙内訳書のとおり）

1. 履 行 期 間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

1. 契 約 金 額 ￥. ー

(うち取引に係る消費税 ￥. ー
及び地方消費税の額)

(別紙内訳書のとおり)

1. 契 約 保 証 金 免 除

上記の業務について、発注者 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所長 ○○○○、分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 関門航路事務所長 ○○○○及び分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 苅田港湾事務所長○○○ ○ (以下「発注者」という。)と 受注者 (以下「受注者」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の各条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の自家用電気工作物保安業務に関し、この契約書に基づき、設計図書（別冊の仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。

(保安業務計画書)

第2条 受注者は、この契約書締結後7日以内に設計図書に基づいて保安業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 保安業務計画書は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものでない。

(業務の範囲)

第3条 受注者の行う保安業務の範囲については、この契約書及び設計図書に定めるとおりとする。

(点検の方法等)

第4条 月次点検、年次点検及び臨時点検業務は、原則として受注者の所定就業時間内に、発注者が電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項の規定に基づいて定めた保安規程（以下、「保安規程」という。）において定める点検、測定及び試験の基準により実施するものとする。なお、各点検頻度等については設計図書によるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面により承諾を得た場合はこの限りでない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して下請負人につき、その名称、その他必要な事項の通知を求めることができる。

(連絡責任者)

第8条 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を受注者に連絡するため、発注者の指定した職員（以下「連絡責任者」という。）を定めるものとし、書面をもってその官職及び氏名を受注者に通知しなければならない。連絡責任者を変更したときも同様とする。

- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその官職及び氏名を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

(発注者及び受注者相互の協力、義務及び通知)

第9条 発注者は、受注者が保安業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項について、すみやかに必要な措置をとるものとする。

- 2 受注者は、保安業務を誠実にを行うものとする。
- 3 発注者は、電気事故その他発注者の設置する電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、電気工作物について設置又は変更の工事を行う場合は、その予定を受注者に通知するものとする。
- 5 前各項のほか、発注者及び受注者は、保安業務の実施又は事故防止に必要な協力及び通知を相互に行うものとする。

(保安業務担当者の資格等)

- 第10条** 受注者は、保安業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。発注者は、受注者と委託契約を締結する際に受注者の保安業務担当者と面接等を行い本人確認を行うものとする。
- 2 発注者は、受注者の保安業務担当者等が点検等を行う際に、受注者の保安業務担当者等が提示する身分証明書により本人であることを確認することとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 3 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 4 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安業務の実施を補助させることができるものとする。
- 5 受注者は、前各項で定める保安業務担当者等の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、受注者の事業所への連絡方法とともに、書面をもって発注者に通知するものとし、発注者はその内容を確認するものとする。
- 6 受注者は保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合は、書面をもって発注者に通知するものとする。

(記録の保存)

- 第11条** 発注者は、受注者の保安業務担当者等が実施する保安業務終了後に受注者の保安業務担当者等から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に関わる記録を保存するものとする。

(契約の変更中止等)

- 第12条** 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、契約内容を変更し、又は一時中止することができる。
- 2 前項の場合に契約期間、契約金額を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して定めなければならない。

(臨機の措置)

- 第13条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ連絡責任者の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく連絡責任者に通知しなければならない。
- 3 連絡責任者は、災害防止上その他保安業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
- 4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者がそれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者及び受注者が協議して定める。

(保安業務の実施)

第14条 受注者は、保安業務の実施にあたり作業員が必要な場合は、一切受注者の負担とする。

2 受注者は、前項に定めるほか発注者が緊急業務のため発注者が指定する以外の保安業務をするよう発注者より申し出があった場合は、これに応じなければならない。

なお、この場合に契約金額を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して定めなければならない。

3 受注者は、保安業務を実施する場合は、前日までに連絡責任者に通知しなければならない。

なお、保安業務実施にあたっては、連絡責任者の立会のうえ保安規程に基づき、各機器の点検を実施しなければならない。

(保安用材料等)

第15条 保安業務に要する機械器具及び材料等は、一切受注者の負担とする。ただし、光熱水料は発注者の負担とする。

(施設の使用)

第16条 受注者が必要とする場合は、発注者の施設を使用することができる。ただし、その場合は、あらかじめ発注者に使用についての承認を求めなければならない。

(損害の負担)

第17条 契約履行中における損害は、受注者が一切負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 受注者は、契約履行中において、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(機密の保持)

第19条 受注者は、この契約に基づく業務中に知り得た発注者の秘密は、契約履行中はもとより、契約期間完了後といえども他に漏らしてはならない。

2 前項の秘密を漏らしたことによる損害賠償については、受注者の負担とする。

(検 査)

第20条 受注者は、保安業務が完了したときは、設計図書で定める方法によりその旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了しなければならない。

(支 払)

第21条 受注者は、第20条第2項の検査に合格したときは、6ヶ月ごとに取りまとめ書

面をもって、各事務所に代金を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき理由により第20条第2項の期間内に検査しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

（第三者による代理受領）

第22条 受注者は、発注者の承諾を得て代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により、受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

（発注者の任意解除権）

第23条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第25条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条の規定に違反して業務料債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその

時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務料債権を譲渡したとき。

八 第27条又は第28条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第26条 第24条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第27条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第28条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することがで

きる。

- 一 第12条の規定により契約を変更したため業務料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第12条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を過ぎても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第29条 第27条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 業務の履行に契約不適合があるとき。
 - 三 第24条又は第25条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第24条又は第25条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務料から第20条第2項の検査に合格した業務料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第30条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後

の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第31条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第21条第2項の規定による業務料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から業務料支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第33条 この契約書の各条項において、発注者及び受注者が協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約に関して発注者及び受注者の間に紛争が生じた一切の紛争に係る訴訟又は調停について、発注者及び受注者は、発注者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とすることに合意する。

(補 則)

第34条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 北九州市門司区西海岸1丁目4番40号
九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所
分任支出負担行為担当官
九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長
○○○○

北九州市小倉北区浅野3丁目7番38号
九州地方整備局関門航路事務所
分任支出負担行為担当官
九州地方整備局関門航路事務所長
○○○○

福岡県京都郡苅田町港町28-2
九州地方整備局苅田港湾事務所
分任支出負担行為担当官
九州地方整備局苅田港湾事務所長
○○○○

(受注者)

住所

氏名